

令和4年 第6回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年6月27日

1 日 時 令和4年6月27日(月) 午後3時10分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 12番 雨宮 義臣 委員、13番 坂本 通 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時50分

【事務局長】 それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第6回の農業委員会総会を開催致します。
はじめに山本副会長より開会のことばをお願い致します。

【山本副会長】 (あいさつ)

【事務局長】 ありがとうございます。
続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきまし
てもよろしく申し上げます。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願
いします。

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

(日程第1 議事録
署名委員の指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、12番雨宮委員と13番坂本委員を指名致します。

(日程第2 会期
の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)
(報告第10号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号1番から2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料の1ページをお願い致します。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号1番、地図公図は1ページ・2ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積994㎡を●●の●●さんが共同住宅建設のための宅地への転用の届け出が出ています。

続きまして

番号2番、地図公図は3ページ・4ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積510.12㎡を●●の●●さんが共同住宅建設のための宅地への転用の届け出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(報告第 11 号)

【議長】

報告第 11 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 18 番から 25 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いいたします。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 18 番、地図公図は 5 ページ・6 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1264 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲 5 区画の届出が出ています。

続きまして

番号 19 番、地図公図は 7 ページ・8 ページになります。

●●番地、面積 996 m²を●●の●●さんから●●の●●に使用貸借により事務所兼食品工場にするための届出が出ています。

続きまして

番号 20 番、地図公図は 9 ページ・10 ページになります。

●●番地、面積 65 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により敷地拡張のための届出が出ています。

続きまして

3 ページをお願いします。

番号 21 番、地図公図は 11 ページ・12 ページになります。

●●番地、面積 615 m²を●●の●●さんが●●の●●に、賃貸借により資材置場にする一時転用の届出が出ています。

続きまして

番号 22 番、地図公図は 13 ページ・14 ページになります。

●●番地、面積 354 m²を●●の●●さんから●●の●●さんと●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

農地法第 18 条は耕作権等の解約になります。

番号 6 番、地図公図は 21 ページ・22 ページになります。

●●番地、面積 2,912 m²。賃人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんです。令和 2 年 5 月 1 日から 3 年間有償での利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和 4 年 6 月 6 日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 20 号)

【議長】

議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 15 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 15 番、地図公図は 23 ページ 24 ページになります。

●●番地、面積 408 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●さんの現在の経営面積は 11,868 m²。水稻の栽培を予定しています。

所有している機械はトラクター、耕運機、コンバイン、田植機を所有。

写真は西側からと南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。

6 月 20 日に●●と現地調査いたしました。現地は●●の西側にありますが、隣の田んぼが親戚の田ということで田植えがしてありました。問題はありませぬのでご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】	次に、●●推進委員に意見を求めます。
【●●推進委員】	はい、●●です。 20日に●●と現地を調査いたしました。 ●●委員がおっしゃったとおり問題はないと思います。 よろしくご審議お願いします。
【議長】	これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。 質問がないようでございます。 番号15番を許可とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。 それでは次の議案に移ります。

(議案第21号)	
【議長】	議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。 事務局に番号13番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長 資料7ページをお願いします。 番号13番、地図公図は25ページ・26ページになります。 ●●番地、面積435㎡を●●の●●さん、持ち分1/2と●●の●●さん、持ち分1/2が、●●の●●に建売分譲1区画にするための所有権移転の許可申請が提出されました。 申請地は住宅が連坦する区域で北面の道路に上下水道も敷設されていることから3種農地と判断することができます。隣接宅地と一体開発としての計画となっています。申請書に添付された資金証明、事業計画、隣接耕作者の同意書から問題はないと思われます。 写真は北東側から北西側から撮影したものです。 説明は以上です。
【議長】	事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。

現地につきましては、公図・写真でも確認できますが、●●という自治会の中の道つきの1区画であります。

写真の車が止まっているところには住宅が建っていましたが、隣接する畑をその住民の方が耕作していた土地です。その西側もまた住宅が建っているということで宅地と宅地の間の畑ということで特に問題は無く、この案件についてよろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に、●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号13番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号14番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号14番、地図公図は27ページ・28ページになります。

●●番地、面積1,139㎡を●●の●●さんが●●の●●に宅地にするための所有権移転の許可申請が提出されました。

申請地は1種農地ですが、農地法施行規則第33条1項4号により、周辺地域において事業を営む者が業務上必要な施設で、集落に接続している場合は不許可の例外規定の対象となります。

内容は、申請者は申請地から民家1軒挟んだところで●●を運営しており、施設の増所が必要となったため、近隣土地での用地を求めたものです。

施設建築面積は178.93㎡、2階建て延べ床面積322.13㎡を予定しています。また、●●用に24台分の駐車場を予定しています。排水については水路が無い場合地下浸透予定となっています。

申請書に添付された資金証明、事業計画書、土地選定理由書、隣接耕作者の同意書からは問題はないと思われま

す。
写真は東側からと西側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に、現地調査の報告を●●委員にお願い致します。

【●●委員】

去る6月20日に●●と現地を視察しました。
申請地には東側に30mくらいのところに●●があります。東側に住宅がありまして、南北西は山林化していて建物ができれば申請地の山林化は防げるかと思ひます。
ここは排水路が無いので地下浸透でやるのはどうかなと思ひますがご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

20日に現地調査を行いました。
特に問題はないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
質問がないようでございます。
番号14番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号15番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
番号15番、地図公図は29ページ・30ページになります。
●●番地、面積392㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに、宅地にするための所有権移転の許可申請が提出されました。
現地は住宅が連たんし、集落接続がある3種農地で、個人住宅の建築を予定しています。

事業計画、資金証明、隣接耕作者の同意書等から問題ないと考えられます。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を、●●委員にお願い致します。

【●●委員】

●●です。

先ほどの場所から車で2～3分くらいのところにありまして、ここは南北に住宅がありまして、西にはソーラー発電の施設があります。

北側に道路がありますが、そこには排水溝がありまして、浄化槽からの排水をそこに流すことになっています。周りが宅地ということで問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

先ほどの場所から少し離れたところにあります。

問題はないのでご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号15番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第22号)

【議長】

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号43番から53番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。

番号 43 番、地図公図は 31 ページ・32 ページになります。

●●番地、合計面積 762 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

ハーブの栽培を予定しています。小作料は 10 アールあたり 656 円です。

続きまして

番号 44 番、地図公図は 33 ページ・34 ページになります。

●●番地、面積 263 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

ハーブの栽培を予定しています。小作料は 10 アールあたり 1901 円です。

続きまして

番号 45 番、資料は 9 ページにまたがります。地図公図は 35 ページから 37 ページになります。

●●番地ほか 4 筆、合計面積 4371 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

小作料は無償で、野菜の作付を予定しています。

続きまして

番号 46 番、地図公図は 38 ページ・39 ページになります。

●●番地、面積 234 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

小作料は 10 アールあたり 8000 円で、畑として利用し大豆の作付を予定しています。

続きまして

番号 47 番、地図公図は 40 ページ・41 ページになります。

●●番地、合計面積 1035 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

小作料は無償で水稲の作付を予定しています。

続きまして

資料 10 ページをお願いします。

番号 48 番、地図公図は 42 ページ・43 ページになります。

●●番地ほか 3 筆、合計面積 2792 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 7,163 円です。

続きまして

番号 49 番、地図公図は 44 ページ・45 ページになります。

●●番地、面積 1990 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 5 年 1 か月間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き野菜の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 10,000 円です。

続きまして

資料 11 ページをお願いします。

番号 50 番、地図公図は 46 ページ・47 ページになります。

●●番地、面積 295 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 10,169 円です。

続きまして

番号 51 番、地図公図は 48 ページ・49 ページになります。

●●番地、面積 956 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 2 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 18,410 円です。

続きまして

番号 52 番、地図公図は 50 ページ・51 ページになります。

●●番地、面積 508 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 2 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し野菜の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 9,843 円です。

続きまして

資料 12 ページをお願いします。

番号 53 番、地図公図は 52 ページ・53 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 2108 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 2 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 23,719 円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 43 番から 53 番を承認することに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 23 号)

【議長】

議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。

事務局に利用権設定の番号 1 番から 4 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 13 ページをお願いします。

番号 1 番、冒頭訂正をさせていただきました、地図公図の 56 ページから 58 ページが番号 1 番のものになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 3898 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を 4 年 5 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

公社の配分予定者は●●の●●で賃料は 10 アールあたり 20,000 円、ブドウの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和 4 年 8 月 1 日から 4 年 5 ヶ月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号 2 番から 4 番は、地図公図の 54 ページ・55 ページになります。

番号 2 番から 4 番は一団となっておりますので続けて説明させていただきます。

番号2番

●●番地、面積 235 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を9年5ヶ月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

続きまして

番号3番

●●番地、面積 391 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を9年5ヶ月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

続きまして

資料14ページをお願いします。

番号4番

●●番地ほか1筆、合計面積 1324 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業公社に畑を9年5ヶ月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

番号2番から番号4番までの公社の配分予定者は●●の●●で賃料は10アールあたり20,000円、桃の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和4年11月1日から9年2ヶ月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号1番から4番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(副会長より閉会のことば)

午後3時50分閉会